

令和8年度茨城県交通安全実施計画

交通事故のない社会を目指して

茨城県交通安全対策会議

ま え が き

この茨城県交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和8年度に県内において講ずべき陸上交通の安全に関する施策を定めたもので、第12次茨城県交通安全計画（令和8年度～令和12年度）の初年度の事業として実施いたします。計画の実施にあたっては、人命尊重の理念を基本に、交通事故による死傷者をゼロに近付け、究極的には、交通事故のない社会と県民一人一人が安全で安心して暮らすことのできる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指すものです。

本県における令和7年中の交通事故発生状況をみますと、発生件数は6,162件（前年比+157件）、重傷者数は629人（前年比-20人）、死者数は82人（前年比-12人）となり、死者数、重傷者数ともに減少しましたが、死者数については全国ワースト10位と、依然として、交通死亡事故多発県から脱却できない状況にあります。

また、高齢者の死者数が全体の約6割を占めており、高齢者の交通事故防止が喫緊の課題となっております。

本計画に基づき、茨城県及び関係行政機関等は、緊密な連携を強化し、交通事故のない安全で安心できるまちづくりのために、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を着実に推進してまいります。

【第12次茨城県交通安全計画の数値目標】

1 道路交通

- 令和12年までに、24時間死者数を65人以下にする。
- 令和12年までに、交通事故重傷者数を500人以下にする。
- 令和12年までに、交通死傷事故発生件数を4,300件以下にする。

2 鉄道交通

- 令和12年度までに、列車の運転による乗客の死者数ゼロとする。
- 令和12年度までに、鉄道運転事故全体の死者数を減少させる。

3 踏切道における交通

- 令和12年度までに、踏切事故の発生件数をゼロにする。

目 次

第1章 道路交通の安全	P. 1
1 道路交通環境の整備	P. 1
(1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	P. 1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	P. 2
(3) 幹線道路における交通事故対策の推進	P. 2
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	P. 4
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	P. 5
(6) 歩行者空間のバリアフリー化	P. 5
(7) 無電柱化の推進	P. 5
(8) 効果的な交通規制の推進	P. 6
(9) 自転車利用環境の総合的整備	P. 6
(10) 高度道路交通システムの活用	P. 7
(11) 交通需要マネジメントの推進	P. 7
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	P. 8
(13) 総合的な駐車対策の推進	P. 9
(14) 道路交通情報の充実	P. 9
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	P. 10
2 交通安全思想の普及徹底	P. 11
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	P. 11
(2) 効果的な交通安全教育の推進	P. 14
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	P. 15
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	P. 19
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	P. 20
(6) 外国人に対する交通安全教育の充実	P. 20
(7) 自転車等の安全利用の推進	P. 20
(8) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進	P. 22
(9) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動の推進	P. 23
(10) 二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用及び乗車用ヘルメットの正しい着用の推進	P. 24
(11) 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等	P. 24
(12) その他の効果的な広報の実施	P. 24

3	安全運転の確保	P. 25
(1)	運転者教育等の充実	P. 25
(2)	運転免許制度の改善	P. 26
(3)	安全運転管理の推進	P. 27
(4)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の実施	P. 27
(5)	交通労働災害の防止等	P. 28
(6)	道路交通に関連する情報の充実	P. 28
(7)	運輸安全マネジメント評価の実施	P. 28
(8)	貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進	P. 28
(9)	トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導強化	P. 29
4	車両の安全性の確保	P. 29
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	P. 29
(2)	自動運転車の安全対策・活用の促進	P. 29
(3)	自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進	P. 29
(4)	自動車の検査の充実	P. 29
(5)	自動車の点検整備の推進	P. 30
(6)	リコール制度の充実	P. 30
(7)	自転車の安全性の確保	P. 30
(8)	高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	P. 31
(9)	新しいモビリティの安全性の確保	P. 31
5	道路交通秩序の維持	P. 32
(1)	交通事故抑止に資する指導取締りの推進	P. 32
(2)	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進	P. 32
(3)	暴走族対策の推進	P. 32
6	救助・救急活動の充実	P. 34
(1)	救急医療体制の整備	P. 34
(2)	消防機関と医療機関の緊密な連携・協力関係の確保と、救助・救急体制及び救急医療体制の整備	P. 34
(3)	事故自動通報システム（ACN）及び緊急通報システム（HELP）の活用拡大	P. 35
7	被害者支援の充実と推進	P. 36
(1)	損害賠償請求の援助措置の充実等	P. 36
(2)	自動車事故被害者に対する援助措置の充実	P. 36
(3)	自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進	P. 36
(4)	政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用	P. 36
(5)	無保険（無共済）車両対策の徹底	P. 37

(6) 交通事故被害者等支援の充実強化	P. 37
8 交通安全に関する調査分析の充実	P. 38
(1) 自動運転の社会実装に向けた調査研究	P. 38
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	P. 38
第2章 鉄道交通の安全	P. 39
1 鉄道交通環境の整備	P. 39
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	P. 39
(2) 運転保安設備等の整備	P. 39
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	P. 39
3 鉄道の安全な運行の確保	P. 39
(1) 保安監査の実施	P. 39
(2) 運転士の資質の保持	P. 39
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	P. 40
(4) 気象情報等の充実	P. 40
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	P. 40
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	P. 40
(7) 計画運休への取組	P. 40
4 鉄道車両の安全性の確保	P. 41
5 救助・救急活動の充実	P. 41
6 被害者支援の推進	P. 41
(1) 関係機関・団体と連携した被害者支援	P. 41
(2) 国土交通省による被害者支援	P. 41
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	P. 41
8 研究開発及び調査研究の充実	P. 41
第3章 踏切道における交通の安全	P. 42
1 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備、 バリアフリー化の推進	P. 42
2 踏切道の統廃合の促進	P. 42
3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	P. 42
(1) 踏切保安設備の整備	P. 42
(2) 踏切道における交通規制	P. 42
(3) 道路標識の視認性向上	P. 42
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	P. 42
(1) 踏切事故防止のための広報啓発等	P. 42
(2) 緊急対策が必要な踏切道の対策について	P. 43
(3) 違反行為に対する交通指導取締り	P. 43

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進

- 道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」等の整備推進による車両の速度抑制や、道路標識・標示の整備や信号灯器のLED化を推進し、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。(交通規制課)
- 生活道路における法定速度が、令和8年9月から30キロメートル毎時に引下げられることから、関係機関と連携した施行準備や広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。(交通規制課)
- 自動車の生活道路への流入を防止するため、外周道路を中心とした信号機の改良や光ビーコン等による交通情報提供等の交通円滑化対策を推進します。(交通規制課)
- 生活関連道路を中心とした音響信号機、経過時間表示付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の整備を推進します。(交通規制課)
- 依頼のあった市町村に対し、以下の技術支援を実施します。
 - ・ ETC2.0データ等のビッグデータの分析結果の提供
 - ・ 可搬型ハンブの貸し出し
 - ・ 物理的デバイスの整備に関する技術情報の提供

(常陸河川国道事務所)

イ 通学路等における交通安全の確保

- 「通学路交通安全プログラム」等に基づく合同点検実施結果を踏まえ、信号機や横断歩道等の設置や逆光時における視認性を高める信号灯器のLED化等、交通安全施設の整備を推進します。(交通規制課)
- PDCAサイクルにより通学路の安全確保及び改善を図るとともに、ソフト・ハード両面で関係機関が連携し対策を推進します。(交通規制課)
- 市町村の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を踏まえ、安全対策への継続的な取組を行います。(道路維持課)(道路建設課)
- 各市町村で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、PDCAサイクルにより通学路の安全確保及び改善を図っていきます。(保健体育課)
- 児童、生徒の通学路における交差点等で、登下校の際に交通安全の声かけや指導を実施します。また、定期的な危険個所の点検やカーブミラーの清掃及び横断旗の設置などを実施して、こどもの交通事故を防ぎます。(茨城県交通安全母の会連合会)

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- 全ての人が安全に安心して通行できるよう、バリアフリーに配慮した道路整備を推進します。市町村のバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区において、歩行空間のバリアフリー化を図るとともに、視覚障害者用誘導ブロックの設置、歩道構造の改修等を行います。
(道路維持課) (道路建設課)
- 高齢者障害者が道路を安全に横断することができるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、経過時間表示付き歩行者用灯器、歩車分離式信号、横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーン等の整備を推進します。
(交通規制課)

(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

ア 高速道路ネットワークの整備(東関東自動車道延伸(潮来IC～銚田IC))

- 令和8年度開通を見込み、引続き関係機関と協議等を実施し推進します。〔新規〕
(NEXCO 東日本)
- 東関東道の全線開通により高速道路網のネットワークが形成されることで交通量の分散を図り、交通状況の発信(道路情報板・交通情報発信媒体等)により円滑な交通流の確保を目指します。〔新規〕
(NEXCO 東日本)

イ 通過交通の抑制や通行車両の速度抑制対策

- 道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」等の整備推進による車両の速度抑制や、道路標識・標示の整備や信号灯器のLED化を推進し、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。
(交通規制課)

ウ 高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークの整備

- 道路の適切な機能分化を図り、交通の安全を確保できるよう、高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークの体系的な整備を推進します。
(道路建設課)

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

- 事故ゼロプランで選定した事故危険区間について、事故分析と対策立案を行い、対策を実施します。
(道路維持課)
- 第三者の意見を参考に選定した事故の危険性が高い区間に対し、集中的な交通安全対策を実施します。
(常陸河川国道事務所)

イ 事故危険箇所対策の推進

- 選定した事故危険箇所について、事故分析と対策立案を行い、対策を実施します。
(道路維持課)

- 交通事故の発生割合の大きい区間やビッグデータの活用により潜在的な危険区間である事故危険箇所に対し、交通事故抑止対策を実施します。
(常陸河川国道事務所)

ウ 重大事故の再発防止

- 現地の道路構造や道路環境に即した対策を実施します。
(道路維持課)
- 社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、関係機関と連携し、信号機や横断歩道の設置等、交通安全施設の整備により、同様の交通事故防止対策を図ります。
(交通規制課)
- 重大事故が発生した際は、警察及び道路管理者が連携し、速やかに交通安全施設の整備等を実施します。
(常陸河川国道事務所)

エ 適切に機能分担された道路網の整備

- 都市部の混雑と交通事故の発生を抑制し、交通の効果的な分散を図るため、バイパスや環状道路等の整備を促進します。
(道路建設課)
- 以下の箇所について、バイパス等の整備を推進します。
 - ① 東関東自動車道水戸線（潮来～銚田）
 - ② 国道 6 号 千代田石岡バイパス
 - ③ 国道 6 号 涸沼前川橋周辺局所渋滞対策
 - ④ 国道 6 号 酒門町交差点立体
 - ⑤ 国道 6 号 東海拡幅
 - ⑥ 国道 6 号 大和田拡幅
 - ⑦ 国道 6 号 日立バイパス（Ⅱ期）
 - ⑧ 国道 6 号 勿来バイパス
 - ⑨ 国道 50 号 下館バイパス
 - ⑩ 国道 50 号 協和バイパス
 - ⑪ 国道 51 号 潮来バイパス
 - ⑫ 国道 51 号 神宮橋架替

(常陸河川国道事務所)

オ 道路の改築等による交通事故対策の推進

- 交通事故の発生を抑制し、安全で快適な交通を確保するための、交通に支障のある区間等について道路整備を促進します。
(道路建設課)

カ 交通安全施設等の高度化

- 事故危険箇所・事故危険区間の対策等において採用を検討します。
(道路維持課)
- 道路標識及び道路標示の高輝度化等、幹線道路における交通安全施設の整備を推進します。
(交通規制課)

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

- 橋梁耐震化事業において、大規模地震発生時に県民生活や企業の経済活動に多大な影響を与える緊急輸送道路上の橋梁などについて、落橋防止構造の設置や橋脚補強を実施し、地震に強い道路ネットワークを確保します。(道路維持課)
- 交通実態に即した交通規制を実施するため、必要性の低下した交通安全施設等の見直しを推進するとともに、高齢者や外国人にも見やすく分かりやすい交通安全施設の整備を推進します。(交通規制課)

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- こどもの交通安全を確保するため、通学路などにおいてバリアフリーに配慮した歩道整備を推進します。市町村のバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区において、歩行空間のバリアフリー化を図るとともに、視覚障害者用誘導ブロックの設置、歩道構造の改修等を行います。(道路維持課)(道路建設課)
- 道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」等の整備推進による車両の速度抑制や、道路標識・標示の整備や信号灯器のLED化を推進し、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。(交通規制課)

ウ 幹線道路対策の推進

- 事故危険箇所・事故危険区間において対策を実施します。(道路維持課)
- 交通事故の発生割合の大きい区間やビックデータの活用により潜在的な危険区間である事故危険箇所に対し、交通事故抑止対策を実施します。(常陸河川国道事務所)

エ 交通円滑化対策の推進

- 交通渋滞箇所において、交差点の立体化により交通の円滑化を図ります。(道路建設課)
- 交通実態を踏まえ、信号サイクルの見直し等、信号運用の改善を推進します。(交通規制課)

オ ITS*の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、信号機の集中制御化等の充実を図ります。(交通規制課)
- ※ ITS (Intelligent Transport Systems) : 人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステム

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

- 「標識BOX」、「信号BOX」等を活用し、道路利用者等の意見を踏まえた道路交通環境の整備を図ります。(交通規制課)

(5) 高齢者等の移動手手段の確保・充実

ア 公共交通の利便性向上

- 「新たな移動サービス導入等支援事業」により、デジタル技術の活用を図る市町村に対し補助を実施します。(交通政策課)

イ 持続可能な公共交通ネットワークを構築する交通事業者・市町村の支援

- 「いばらきモビリティ再編支援事業」により、コミュニティ交通の再編に取り組む市町村に対し、課題分析から再編後のフォローアップまで包括的な支援を行うため、再編に向けた調査・分析を実施します。〔新規〕(交通政策課)

ウ 市町村や交通事業者等への支援

- 取組事例の横展開を図ることで、市町村や交通事業者における地域のICT活用に向けた取組に対して支援します。〔新規〕(交通政策課)

エ 自動運転の実現を支援するための自動運転路線における交通安全施設の整備

- 「標識BOX」、「信号BOX」等を活用し、道路利用者等の意見を踏まえた道路交通環境の整備を図ります。(交通規制課)

(6) 歩行者空間のバリアフリー化

ア 歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進

- 全ての人が安全に安心して通行できるよう、バリアフリーに配慮した道路整備を推進します。市町村のバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区において、歩行空間のバリアフリー化を図るとともに、視覚障害者用誘導ブロックの設置、歩道構造の改修等を行います。(道路維持課)(道路建設課)

イ 「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及啓発

- 高齢者や障害者を始めとして、全ての人にとって潤いとやさしさを感じられるまちづくりを推進するため、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発を行います。(長寿福祉課)

(7) 無電柱化の推進

- 災害時の避難や物資供給ルートの確保などに資するため、道路における無電中化を進めます。主に電線共同溝の整備を行います。

(道路維持課)(道路建設課)

- 以下の箇所について、電線共同溝整備を推進します。

- ① 国道6号 上稲吉
- ② 国道6号 住吉町
- ③ 国道6号 市毛

(常陸河川国道事務所)

(8) 効果的な交通規制の推進

- 地域の実態を踏まえ、駐車規制や最高速度規制の点検・見直しを推進します。
(交通規制課)

(9) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

- SNSや県ホームページ等を活用し、自転車の安全利用について広報啓発を行います。特に自転車月間である5月は重点的に広報啓発を行います。
(生活文化課)
- 「いばらき自転車ネットワーク 自転車通行環境整備ガイドライン」に基づき安全で快適に走行できる自転車走行空間の整備を進めます。
 - ・奥久慈里山ヒルクライムルート
 - ・大洗・ひたち海浜シーサイドルート
 - ・つくば霞ヶ浦りんりんルート
(道路維持課) (道路建設課)
- 自転車の安全利用について効果的な広報啓発、情報発信を推進します。
(交通総務課)
- 自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備や、自転車専用通行帯の設置区間等における駐車禁止等規制の実施を推進します。
(交通規制課)
- 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画に基づき、茨城県内の自転車ネットワーク計画を含む地方版自転車活用推進計画の策定を促進します。
また、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出します。
(常陸河川国道事務所)
- 自転車月間(5月)の内2週間程度の期間を設けて、組合員店舗において無料安全点検を実施します。
(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)

イ 自転車等の駐車対策の推進

- 自転車等の駐車需要の多い地域等における自転車駐車場等の整備について、自治体及び道路管理者に適切に情報を提供します。
(交通規制課)

ウ 違法駐停車車両の取締り

- 登下校時間帯の自転車指導啓発重点地区・路線における違法駐停車違反に対する交通指導取締りを行います。
(交通指導課)

エ 通学中の自転車事故防止対策

- 保護者ボランティア等による見守り活動の実施を継続します。
(保健体育課)

(10) 高度道路交通システムの活用

ア 道路交通情報通信システム（VICIS）による広域的道路交通情報を発信

- 渋滞・交通規制・駐車状況などドライバーのニーズに即した情報を提供します。
(NEXCO東日本)
- 運転中のヒヤリを事前に減らすため「交通規制」「落下物」「渋滞」「雪・霧の気象状況」などの情報をカーナビゲーションへ発信します。
(NEXCO東日本)

イ 道路交通情報通信システムの整備

- 自動車の生活道路への流入を防止するため、外周道路を中心とした信号機の改良や光ビーコン等による交通情報提供等の交通円滑化対策を推進します。
(交通規制課)
- 交通安全キャンペーン、地域連携などのイベントにおいて交通事故が発生しやすい場所を紹介し、防止の施策について注意喚起を実施します。
(NEXCO東日本)
- 逆走防止啓発チラシを配布します。
(NEXCO東日本)

ウ 新交通管理システムの推進

- 情報通信技術を用いて交通管理の最適化を図ります。
(交通規制課)
- 安全運転管理者講習において高速道路での事故事例紹介や安全走行等の説明を実施し交通安全教育の普及を実施します。
(NEXCO東日本)

エ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

- 信号情報活用運転支援システムを始めとするUTMS[※]の整備を行うことによりITSを推進します。
※ UTMS (Universal Traffic Management Systems) : 光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム
(交通規制課)

(11) 交通需要マネジメントの推進

ア 公共交通の利用促進

- 「地方バス路線等支援事業」により、地域にとって必要な広域的なバス路線の維持改善を図るため、広域的な幹線路線における運行費の補助を行います。
(交通政策課)

イ バスと鉄道の連携による利便性向上やまちづくりと連携した公共交通の構築等

- 「いばらきモビリティ再編支援事業」により、コミュニティ交通の再編に取り組む市町村に対し、課題分析から再編後のフォローアップまで包括的な支援を行うため、再編に向けた調査・分析を実施します。
(交通政策課)

ウ 交通事業者や市町村などと連携した公共交通の確保

- 「いばらきモビリティ再編支援事業」により、コミュニティ交通の再編に取り組む市町村に対し、課題分析から再編後のフォローアップまで包括的な支援を行うため、再編に向けた調査・分析を実施します。
(交通政策課)

エ ICTを活用した公共交通の支援

- 「地域公共交通経営改善支援事業」により、ICTを活用した経営改善に取り組む事業者への支援を実施いたします。
(交通政策課)

オ 国や民間事業者等と連携した新たなモビリティサービスの普及促進等

- 県、市町村、交通事業者等で構成する「茨城県公共交通活性化会議」を活用し、市町村公共交通担当者向け研修会、公共交通のPRイベント等を実施します。
(交通政策課)

(12) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

- 橋梁耐震化事業において、大規模地震発生時に県民生活や企業の経済活動に多大な影響を与える緊急輸送道路上の橋梁などについて、落橋防止構造の設置や橋脚補強を実施し、地震に強い道路ネットワークを確保します。
(道路維持課)
- 道路災害防除事業について、平成30年度に実施した道路防災点検において、要対策となった崩落等の災害が想定される箇所や、近年頻発化する豪雨による道路の冠水箇所、早急に対策工事を実施することにより、災害の発生を未然に防ぐとともに、道路の保全と交通の安全を確保します。
(道路維持課)
- 災害発生時における安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、道路整備を推進します。
(道路建設課)
- 応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワーク確保のため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震補強を推進します。
(常陸河川国道事務所)

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

- 災害時の避難や物資供給ルート確保などに資するため、道路における無電柱化を進めます。主に、電線共同溝の整備を行います。(道路維持課)
- 老朽化した道路標識・道路標示等の更新を行います。標識板については、定期点検結果に基づく損傷の度合いや、道路整備等に伴う主要経路の変更等に応じ、躯体の更新や表示内容の修正を進めます。(道路維持課)
- 災害が発生した場合における道路交通の確保のため、車両感知器等の交通安全施設の整備を推進するとともに、停電等による信号機の滅灯対策を計画的に推進します。(交通規制課)
- 老朽化した道路標識・道路標示等の計画的な更新に取り組みます。(交通規制課)

ウ 災害発生時における情報提供の充実

- 県ホームページの他、道路交通情報センターを通じて、電話、ラジオ、ホームページ等により道路情報の提供を行います。(道路維持課)
- 災害発生時において、道路の被災状況や交通状況等を迅速かつ的確に収集し、道路利用者に提供します。(交通規制課)
- 災害発生時には道路情報板を活用し、道路利用者に対して道路交通情報の提供を実施します。(常陸河川国道事務所)

(13) 総合的な駐車対策の推進

ア 違法駐車対策の推進

- 放置車両確認事務を委託した警察署においては、駐車監視員活動ガイドラインの適切な見直し等を推進します。(交通指導課)

イ きめ細やかな駐車規制の推進

- 地域住民等の意見要望や、物流の必要性等に配慮した駐車規制の見直しを推進します。(交通規制課)

ウ 駐車場等の整備

- 地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車場施設の整備を関係機関と連携し地方公共団体に働きかけます。(交通規制課)

(14) 道路交通情報の充実

ア 情報収集・提供体制の充実

- 自動車の生活道路への流入を防止するため、外周道路を中心とした信号機の改良や

光ビーコン等による交通情報提供等の交通円滑化対策を推進します。

(交通規制課)

イ 分かりやすい道路交通環境の確保

- 視認性の高い、分かりやすい道路標識の整備を推進します。

(道路維持課)

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用及び占用の適正化

- 道路の掘り返しを伴う占用工事の無秩序な繰り返しと、工事に伴う事故・渋滞を防止するため、各土木事務所等において道路工事連絡調整協議会（土木事務所等、市町村、水道事業管理者、警察署、道路占用者等）を開催し、道路占用工事の施工の時期や方法等の調整を行います。
(道路維持課)

- 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適切な運用を図り、許可条件の履行状況等の確認を適切に推進します。

- ・ 道路使用許可申請の許可条件の履行状況等の確認を適切に推進します。

(交通規制課)

- ・ 道路の使用及び占用の適正化を図るため、占用適正化指導を実施します。

また、道路の掘り返しや交通規制を伴う占用工事の把握及び調整のため、工事調整会議を実施します。
(常陸河川国道事務所)

イ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

- 不法占用物件等の対策として、道路パトロールで不法占用物件等を発見した際は、設置者等に対し撤去を求めます。
(道路維持課)

- 管理する道路において、特殊車両通行許可に関する取締りを実施します。

(常陸河川国道事務所)

ウ 地域に応じた安全の確保

- 道路の正しい利用の啓発や道路愛護活動の推進を図るため、道路愛護意識の普及啓発活動を実施します。
(道路維持課)

- 冬期の安全な道路交通確保を目的に、「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方とし、以下の事項を実施します。

- ① 除雪期前の除雪体制・連絡体制の整備・確認・強化
- ② 関係機関との連絡体制の構築
- ③ 幅広い事前の外出自粛・広域迂回等の呼びかけ
- ④ 躊躇ない広範囲での通行止め・集中除雪の実施
- ⑤ 正確な情報の把握
- ⑥ 道路利用者への情報提供

(常陸河川国道事務所)

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

- 発達段階に応じた教材（腹話術など）を活用した交通安全教室を通して、基本的な交通ルールやマナー、安全に道路を横断するために必要な技能と知識の習得を図ります。（生活文化課）
- 心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる教育を推進します。（交通総務課）
- 保育所や幼稚園などで交通安全教室を開催し、紙芝居やビデオ、腹話術などを通して交通安全を身近に感じてもらえるよう指導していきます。また、「交通安全は家庭から」の理念を各家庭の保護者に伝えます。（茨城県交通安全母の会連合会）

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

- 発達段階に応じた教材（自転車シミュレーターやDVD）を活用した交通安全教室を通して、交通ルールやマナーの遵守、安全に自転車を利用するために必要な知識・技能の習得及び危険を予測し、回避して通行する意識の向上を図ります。（生活文化課）
- 心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、効果的な交通安全教育の実施に努めます。（交通総務課）
- 新入学児童や学年に応じて、横断歩道の正しい渡り方や自転車の乗り方などを体験、又はシミュレーターを通して交通安全を学習し、危険を予測し交通事故を回避する能力を高めていきます。（茨城県交通安全母の会連合会）

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

- 発達段階に応じた教材（自転車シミュレーターやDVD）を活用した交通安全教室を通して、交通ルールやマナーの遵守、安全な道路交通のために必要な知識・技能の習得を図ります。また、自転車事故において、加害者となるケースが増えている実態を踏まえ、安全に配慮した自転車利用について指導します。（生活文化課）
- 自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、他の人々の安全にも配慮した正しい交通行動を実践できる生徒の育成を推進します。（交通総務課）

- 自転車教室を実施し、必要な技能と知識の習得を図ります。また、自転車通学をしている生徒の自転車点検を実施し、ヘルメット着用の重要性を伝え、安全に道路を通行できるよう指導していきます。

(茨城県交通安全母の会連合会)

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

- 発達段階に応じた教材（自転車シミュレーターやDVD）を活用した交通安全教室を通して、交通ルールやマナーの遵守、安全な道路交通のために必要な知識・技能の習得を図ります。また、16歳以上が対象となる自転車に対する交通反則通告制度について、周知を図ります。

(生活文化課)

- 特定小型原動機付自転車や二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として責任をもって行動することができるように効果的な交通安全教育の実施に努めます。

(交通総務課)

- バイク通学をしている生徒を対象に交通安全教室を開催したり、自転車通学生徒にヘルメット着用の重要性を伝えたりします。また、各季の交通安全キャンペーンや高齢者の世帯訪問時にも高校生に協力を要請します。

(茨城県交通安全母の会連合会)

オ 成人に対する交通安全教育の推進

- 大学生や企業に対する交通安全講話を実施し、運転免許を持たない若者や自転車に乗らない成人についても積極的に交通安全について学ぶ機会を設けます。

(生活文化課)

- 社会人、大学生等に対する自転車の安全な利用を始めとする交通安全教育の充実に努めます。運転免許を持たない若者や成人についてもSNS等を利用するなど、積極的に交通安全について学ぶ機会を設けるように取り組みます。

(交通総務課)

- 運転免許を取得する際の教育については、自動車教習所が中心となることから、適正な教習の実施と教習水準の向上に必要な指導・助言に努めます。

(運転免許センター)

- 当センターが発行する運転経歴に関する証明書を安全運転管理に活用することで、職場ぐるみで交通安全に取り組む事業所の拡大を推進し、職場における安全運転管理の活性化と各従業員の安全運転意識向上を図ります。

(自動車安全運転センター茨城県事務所)

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

- シルバードライバーセミナーを開催し、加齢に伴う身体機能の変化が運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識の習得を図ります。

(生活文化課)

- 老人クラブ連合会や交通安全母の会連合会等と連携し、高齢者が集まる機会に安全運転サポートカー乗車体験会を開催します。(生活文化課)
- 加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレーター等の各種教育教材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努めます。(交通総務課)
- 関係機関・団体と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し反射材用品等の普及と高齢者に対する安全運転サポートカーや後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及啓発活動を推進します。(交通総務課)
- 運転適性検査器材による指導及び運転技能検査対象者以外の実車指導を内容とする高齢者講習等を充実させるとともに、丁寧で分かりやすい講習の実施に努めるなど、高齢者に対する交通安全教育を推進します。(運転免許センター)
- 高齢者の交通安全教室や敬老会などにおいて、クイックキャッチやクイックアームなどの体験を通して自らの身体機能の変化を自覚したり、シミュレーターや講話などを通して交通安全について学習したりする機会を設けます。また、高齢者宅を訪問して交通事故防止を呼びかけ、反射材を配布し着用し着用の必要性を伝えます。(茨城県交通安全母の会連合会)

キ 高齢者関係団体と連携した交通教育の推進

- 茨城県老人クラブ連合会等の高齢者関係団体が行う各種研修会において、高齢者の事故防止講話等の交通安全教育を推進します。(長寿福祉課)
- 若年者の事故防止のため、青年部会および女性部会の主催による事故防止教室を幼稚園・小学校等で実施します。(茨城県トラック協会)

ク 障害者に対する交通安全教育の推進

- 障害の状態に配慮した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全のために必要な技能及び知識の習得を目的とした交通安全教育を実施します。【新規】(生活文化課)
- 参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、きめ細かい交通安全教育を推進します。(交通総務課)

ケ 学校における関係機関・団体等と協力した交通安全教育の実施

- 自転車シミュレーターやDVDなどの教育教材を効果的に活用し、受講者の心身の発達段階に応じた講話や実技指導を行います。(生活文化課)

- 参加・体験・実践型の交通安全教育や関係機関・団体と連携し、交通安全教室の充実に努め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
(交通総務課)
- 関係団体と連携し、交通安全教育の充実に努め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
(保健体育課)
- 若年者の事故防止のため、青年部会および女性部会の主催による事故防止教室を幼稚園・小学校等で実施します。
(茨城県トラック協会)

(2) 効果的な交通安全教育の推進

ア 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

- 自転車シミュレーターやDVDなどの教育教材を活用した交通安全教室や高齢者を対象とした交通安全教室、企業と連携した安全運転安全運転サポートカー乗車体験などを実施します。
(生活文化課)
- 参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施し、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能の習得と、その必要性を理解できるようにするための教育を推進します。
(交通総務課)
- 住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体と連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に取り組みます。
(交通総務課)
- 当センターが運営する安全運転中央研修所においては、安全運転に必要な知識・技能の向上を目的として、実践的かつ専門的な各種運転者研修を実施していることから、より多くの運転者に研修を勧奨して、運転免許取得後の運転者教育を推進します。
(自動車安全運転センター茨城県事務所)
- 自転車を利用して通学する生徒・学生の交通安全意識の向上及び自転車の安全利用促進を図るため、県内の中学校・高等学校・大学等において、スタント会社によるスケアード・ストレイト交通安全教室を開催します。
(茨城県安全運転管理協会)
- 県内各地区の安全運転管理者協議会より代表選手を選出して、安全運転の知識と技能を競う「第37回茨城県安全運転競技大会」を開催し、会員事業所従業員の運転技能の向上を図ります。
(茨城県安全運転管理協会)

- 各種シミュレーターやシートベルト体験車、飲酒状態体験ゴーグル、クイックキャッチやクイックアーム等、参加者が実際に体験・実践して効果的に交通安全を学ぶことができる研修会や世代間交流事業、教室などを開催します。
(茨城県交通安全母の会連合会)
- シルバードライバーセミナーへの車両提供等に協力します。
(茨自販交通安全対策推進協議会)
- 当協会の会員事業所に対し、自動車運転中の「歩行者の保護」、「スマートフォン等の使用禁止」、「全席シートベルト着用」等を重点とする「マナーアップ運動」の推進を呼びかけ、事業所における交通事故防止を図ります。
(茨城県安全運転管理協会)
- 会員事業所において5人1グループになり、7月1日～10月31日の4ヶ月間、各種の交通安全施策の実施及びグループ構成員の無事故無違反にチャレンジする「無事故無違反チャレンジ安管いばらき 2026」を実施し、事業所における交通事故防止を図ります。
(茨城県安全運転管理協会)
- 児童を対象に、道路横断や飛び出しの危険性を理解し、横断歩道や歩行者用信号設置個所での正しい横断方法を学ぶための交通安全教室を開催します。指導にあたっては、こどもに人気のあるキャラクターを起用することで交通安全指導の学習効果を高めます。(実施名称：J A 共済アンパンマン交通安全キャラバン)
(JA共済連茨城本部)
- 県内中学校・高校を対象に、茨城県警察本部と連携したスケアード・ストリート教育技法による自転車交通安全教室を開催し、交通事故防止のための教育支援を実施します。
(JA共済連茨城本部)

イ 「参加・体験・実践型」の教育やデジタル機器の積極的活用について

- 関係機関からの情報収集を行い、一人一台端末を活用した交通安全教育の充実に努め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
(保健体育課)

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

- 横断歩道における歩行者優先義務について、SNSや各種交通安全教室・交通安全講話を通じたドライバーへの啓発を推進します。さらに、横断歩行中の交通事故防止のために反射材着用の重要性について広報啓発を推進します。
(生活文化課)

- 交通安全運動等のポスターを掲示板に掲示して来庁者に周知するほか、庁内のネットワークを利用して職員に周知し、交通安全運動等の普及活動を行います。
(水戸地方検察庁)
- 機関誌、ホームページ、ラジオ等により各期の交通安全運動を広報します。
(茨城県安全運転管理協会)
- 各季の交通安全運動期間に各種団体と協力して、街頭でのキャンペーン活動や立哨指導を実施し、広く県民に交通安全を呼びかけます。また、2日間のキャラバン活動では安全協会、県、県警と車両隊列を組んで県内を流し広報し、市町村に知事からの交通安全メッセージを伝達します。
(茨城県交通安全母の会連合会)
- 一般ユーザーに交通事故防止県民運動等のチラシの掲出、配布(通年)及びラジオCMによる交通安全啓発活動(年3回)を行います。
(茨城県軽自動車協会)
- 政府が定める取組事項について会員バス事業者への周知・取組の推進を図るとともに、高速道路サービスエリアにて一般運転者に対して反射材等の交通安全グッズ等を配布する等による事故防止の啓発イベントを実施する。
(茨城県バス協会)
- タクシー事業者一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるため、機関紙を通じた交通安全運動を組織的・継続的に展開します。
(ハイヤー・タクシー協会)
- 交通安全に関する啓蒙のしおりを毎月12,000枚発行し、会員50社及び332拠点へ配布します。また、各種会議において、交通安全に関する普及啓発活動を議題として掲げ、しおりを用いて周知します。
(茨自販交通安全対策推進協議会)
- ラジオ局による春、秋、年末の交通安全キャンペーン及び新聞社による春、秋、年末等の交通安全特集等を協賛します。
(茨自販交通安全対策推進協議会)
- 春、秋の全国交通安全運動及び、夏、年末年始の交通事故防止県民運動の周知並びに、趣旨について、県民に広く普及・浸透を図るため、関係機関・団体と緊密に連携し、高速道路利用者を対象にしたキャンペーン等を実施します。
(茨城県高速道路交通安全協議会)
- 各商工会においてポスターやチラシの掲示、交通安全実施要綱を配布し、広く会員等に普及啓発を行います。
(茨城県商工会連合会)

イ 横断歩行者の安全確保

- 横断歩道における歩行者優先義務について、SNSや各種交通安全教室・交通安全講話を通して、再認識するようにします。さらに、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止のために反射材の重要性について広報したり、反射材を配布したりします。(生活文化課)
- 「ハンドサイン運動」の周知を図り、運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対しては、アイコンタクトや合図で横断する意思を明確に伝えるといった歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を徹底します。(交通総務課)
- 横断歩道での歩行者保護の徹底のため、作成した啓発ステッカーを活用し、啓発活動を行います。(茨城県トラック協会)
- 新入学児童の登下校時の交通事故防止を目的に、自動車等運転者からの視認性の高い黄色い帽子(ハット型(ジェンダーフリー))を全児童に提供し、着用を奨励します。(JA共済連茨城本部)
- 児童の交通事故未然防止活動として、こども見守り隊ステッカーを貼った商工会青年部員の車両による市内パトロールを行います。(茨城県商工会連合会)

ウ 反射材用品等の普及啓発

- 各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。(交通総務課)
- 反射材を着用した高齢者を対象とした「無事故(加害者・被害者にもならない)チャレンジ」を実施していただき、反射材着用の習慣化により、夜間における高齢者の関係する交通事故防止を図ります。(交通安全協会)
- 新入児童にはランドセルにつける反射材用品をプレゼントしたり、高齢者には世帯訪問の際に反射エコバックを配布したりします。また、夜間に歩く際の反射タスキや靴用の反射材を、各種教室を開催した際に啓発品として配布しその必要性を伝えます。(茨城県交通安全母の会連合会)
- 交通安全啓発品の配布により、交通安全意識の啓発を図ります。(茨城県指定自動車教習所協会)

エ 自動車（二輪車を含む）の安全運転の推進

- 「あおり運転」の防止、「ながらスマホ」、「飲酒運転」の禁止等について、SNS投稿や交通安全教室、交通安全講話を通して、その危険性や事故の実態の周知を含めた、広報啓発を行います。（生活文化課）
- 各季の交通安全運動期間に主要道路などにおいて看板や横断幕を掲げてドライバーに「ながらスマホ」や「飲酒運転」禁止を呼びかけます。また、お酒を提供する店に出向き、飲酒運転の危険性を知らせ、運転者に酒を提供しないよう依頼します。（茨城県交通安全母の会連合会）

オ 新しい小型モビリティの安全対策

- 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティの安全利用について、SNSや県ホームページ、関係機関・販売業者等と協力した広報啓発に取り組みます。（生活文化課）

カ 高齢者関係団体と連携した交通安全の普及啓発

- 県老人クラブ連合会等が発行する機関誌やホームページ等での交通安全情報の掲載、各種集会等でのチラシ配布等により交通安全の普及啓発を行います。（長寿福祉課）
- 会員向け広報紙やホームページへ交通安全運動や高齢者の交通事故防止等の情報を掲載します。（茨城県老人クラブ連合会）
- 茨城県警察本部交通総務課が実施する「交通事故防止歩行者リーダー」に協力します。（茨城県老人クラブ連合会）
- 反射材利用による交通事故防止の啓発として、茨城県交通安全協会が主催する「交通安全シルバーキラリチャレンジ」に協力します。（茨城県老人クラブ連合会）

キ 中高生に対する交通安全対策について

- 県警と連携して教育教材を作成し、全ての学校において教員が交通安全教育を実施するよう取り組みます。（保健体育課）

ク その他

- 交通安全に関する広報について、SNS、県ホームページ、新聞等の媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報啓発を各季の交通安全運動の期間に集中的に実施します。（生活文化課）
- 「高校生交通安全啓発動画コンテスト」「交通安全ポスターコンクール」を実施し、小、中学生、高校生に対して交通事故防止について考える機会を与えるとともに、入賞作品を県公式Xと県公式YouTubeで発信し、広く県民に対して、交通ルールやマナーの遵守、交通事故防止を呼びかけます。（生活文化課）

- 車の運転に不安を感じた高齢者やその家族に対して、免許返納を考えるきっかけとなるようSNS、県ホームページ等での情報発信や運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者に対して県内外の協賛事業者が特典サービスを提供する協賛事業者一覧（12,000部）を市町村、警察等に配布します。
(生活文化課)
- 乗合バスの事故の大半を占める車内事故の防止を図るため、利用者に対する車内転倒の注意喚起を図るポスターをバス車内に掲示するとともに、運転者に対する安全運転操作の注意喚起を呼びかける「車内事故防止キャンペーン」を実施します。
(茨城県バス協会)
- 各種広報媒体等を活用して交通安全意識啓発活動を推進します。
(茨城県指定自動車教習所協会)
- JA共済独自の交通事故対策基金を活用し、交通安全思想の啓蒙に係る広報活動及び交通安全に必要な施設・器材等の設置又は配布を行います。
(JA共済連茨城本部)
- 会員に対し、交通事故防止に関わる茨城県や茨城県警からの情報を適宜当会メルマガに掲載しての配信、交通安全運動ポスター・チラシの配布を行います。
(茨城県経営者協会)
- 茨城県警察本部からメール配信される「交通安全かわら版」等交通安全情報を広報します。
(茨城県商工会議所連合会)

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

ア 交通安全を目的とする民間団体やボランティアの支援

- 交通安全を支える交通安全指導員やボランティアの育成強化のため、関係機関・団体と協力し、市町村の交通安全指導員、交通安全担当者、学校の教職員等を対象に交通安全指導員養成講習会を開催します。また、交通安全指導員等が活用できる資料、教材等を整備します。
(生活文化課)
- 従業員の運転技能向上のため、安全運転中央研修所への入所研修を実施する会員事業所に対し、研修費用の一部を助成します。
(茨城県安全運転管理協会)
- 交通ボランティアとして活動する地域交通安全推進委員に対し、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民に対する交通安全教育の実施を推進するとともに、地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報啓発を推進する。
(茨城県地域交通安全活動推進委員会協議会連合会)

イ 関係団体への働きかけ

- 関係機関・団体に対し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。
(交通総務課)

(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

- 市町村や民間団体、企業等が実施する様々な交通安全活動に対し、交通安全教材や必要な情報等を提供します。(生活文化課)
- 行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進するとともに、地域住民、自治会、外国人コミュニティ、防犯協会等との連携を図ります。(交通総務課)
- 会員の営業・通勤車両への交通事故防止に係るステッカー貼付協力を依頼します。(茨城県経営者協会)

(6) 外国人に対する交通安全教育の充実

ア 在留外国人に対する交通安全教育の推進

- 外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育を実施します。〔新規〕(生活文化課)
- 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育を推進します。(交通総務課)

イ 外国人に対する日本の交通ルールの周知及び広報啓発の推進

- 簡単な日本語や多言語化したチラシ等を活用し、日本の交通ルールの周知及び広報啓発を行います。〔新規〕(生活文化課)
- 訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知及び広報啓発を推進します。(交通総務課)

(7) 自転車等の安全利用の推進

ア 自転車の安全対策の強化

- SNSや県ホームページ等を活用し、「自転車安全利用五則」や自転車乗車時の頭部保護の重要性、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発を行います。(生活文化課)
- SNSや県ホームページ等を活用し、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等への加入促進等について広報啓発を行います。教育庁と連携し、児童、生徒の損害賠償責任保険等への加入を呼びかけます。(生活文化課)
- 自転車が運転免許返納後の交通手段となり得ることも考え、高齢者が集まる集会等の機会に、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育を実施します。(生活文化課)

- SNSや県ホームページ、市町村の広報紙等を活用し、夕暮れ時から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けについて、特に事故が増える10月から12月を重点的に広報します。(生活文化課)
- SNSや県ホームページ等を活用し、自転車「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化及び交通反則通告制度(青切符制度)についての広報啓発を行います。(生活文化課)
- ライフステージに応じて、自転車の安全・安心な運転に必要な事項を習得することができるように、「交通安全教育ハンドブック(茨城県)」や「自転車の交通安全教育ガイドライン(警察庁)」等を活用し、学校や自治体、民間事業者・団体等と連携しながら、交通安全教室や交通安全講話を実施します。(生活文化課)
- 「自転車安全利用五則」の活用などにより、自転車乗車時の頭部保護の重要性や、全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発を推進し、交通安全教育等の充実を図ります。(交通総務課)
- 自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとともに、関係事業者と連携し、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の広報啓発を推進します。(交通総務課)
- 学校等と連携した自転車通学時の乗車用ヘルメット着用義務化等の働きかけや市町村による乗車用ヘルメットの着用の支援等、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用促進に向けた活動を推進します。(交通総務課)
- 高齢者に対して、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を参加・体験・実践型の交通安全教育等により理解させ、自らが納得して実践する安全な交通行動の促進を図るとともに、自転車が運転免許証の返納後の交通手段となり得ることを視野に入れた教育を推進します。(交通総務課)
- 自転車の視認性の向上及び夕暮れ時から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底を図るとともに、反射材用品等の取付けを促進します。(交通総務課)
- 自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成します。(交通総務課)
- 令和8年4月施行の交通反則通告制度(青切符制度)について、関係機関・団体等と連携した広報啓発を推進します。(交通総務課)
- 小学生には自転車教室の中でシミュレーター体験や実技体験を通して、中高生には主に自転車通学者を対象に交通安全教室を開催し、自転車点検を実施したりヘルメットの重要性を伝えたり、自転車乗車時の事故がないよう指導していきます。(茨城県交通安全母の会連合会)

- 全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用を推進します。
(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)
- 令和8年4月施行の交通反則通告制度(青切符制度)について広報啓発を推進します。
(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)
- 自転車通学校において自転車の無料安全点検を実施し、要整備車には不良箇所を明示して整備・修理を促します。
(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)
- 自転車損害賠償責任保険の広報と加入促進を図ります。
(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)

イ 自転車の交通安全教育の推進

- 自転車シミュレーターやDVDなどを効果的に活用し、受講者の心身の発達段階に応じた講話や実技指導を行います。
(生活文化課)
- 自転車の交通安全を実施する事業者を公表することで、自転車の交通安全教育の実施主体(供給側)と、交通安全教育を受けようとする側(需要側)とのマッチングを促進し、民間事業者等による自転車の交通安全教育の充実化を図ります。
(交通総務課)

ウ 学校と連携した自転車通学時のヘルメット着用率の向上について

- 企業と連携し、ヘルメット購入補助を行うことで、本人やその家族がヘルメットを着用しようとする意識の向上に努めていきます。
(保健体育課)

(8) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進

ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

- SNSや県ホームページ等を活用し、全ての座席におけるシートベルトの正しい着用を促します。また、広報データを市町村や関係機関・団体に提供して、機関誌等での周知を依頼し、広く県民に広報します。
(生活文化課)
- シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進します。
(交通総務課)

イ シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反の交通指導取締りの推進

- 幹線道路や高速道路における座席ベルト装着義務違反及び幼児用補助装置使用義務違反の交通指導取締りを強化します。
(交通指導課)

ウ 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底

- SNSや県ホームページ等を活用し、全ての座席におけるチャイルドシートの正しい着用を促します。また、広報データを市町村や関係機関・団体に提供して、機関誌

等での周知を依頼し、広く県民に広報します。

(生活文化課)

- チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図ります。

また、体格等の状況により、6歳以上の児童がシートベルトを適切に着用できない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等について、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図ります。

(交通総務課)

(9) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動の推進

ア 飲酒運転根絶の機運醸成を促す取組の推進

- 飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、関係機関・団体が一体となった飲酒運転根絶の機運醸成を促す取組の展開を推進します。(交通総務課)

- 交通安全教室やイベントの際に飲酒状態体験ゴーグル体験やビデオ等を通して、飲酒運転の危険性を学習してもらい、家庭の中から加害者も被害者も出さないという意識をもってもらい、周囲の人たちにもその気運醸成を図ります。

(茨城県交通安全母の会連合会)

- 業界の最重点課題である飲酒運転撲滅に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。(茨城県トラック協会)

イ 県民の規範意識のさらなる向上ときめ細かな広報啓発の推進

- 成人を対象とした交通安全講話等において、飲酒運転の根絶について啓発します。また、SNSや県ホームページ等を活用し、広く県民に対して飲酒運転根絶の機運を醸成します。(生活文化課)

- 関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図ります。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における交通死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を推進します。(交通総務課)

- 会員自ら、酒類提供飲食店に出向いて、運転者には酒を提供しないよう依頼するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発を推進します。

(茨城県交通安全母の会連合会)

ウ 専門医療機関及び自治体との連携

- 各自治体で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施にあたっての参考となるよう、積極的な情報共有を図ります。

(交通総務課)

- アルコール依存症の疑いがある運転者を把握した場合には、専門の医療機関と情報共有を図ります。(運転免許センター)

(10) 二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用及び乗車用ヘルメットの正しい着用の推進

- 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかり締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性について理解増進に取り組みます。(交通総務課)

(11) 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等

ア 先進技術の正しい利用に関する広報啓発及び安全運転サポートカー等の体験活動の実施

- 安全運転サポートカーの乗車体験会を開催し、特に高齢者を対象として、先進の安全運転機能について正しく理解して利用できるよう広報啓発をします。(生活文化課)
- 高齢者の事故防止対策の一つとして「安全運転サポートカー」の体験活動を実施します。研修会やイベントの際に先進の安全運転機能について正しく理解し、利用するよう広報啓発を実施します。(茨城県交通安全母の会連合会)

イ 安全運転サポートカーの普及啓発

- 関係機関・団体等と連携し、安全運転サポートカーについて、警察施設等を試乗会の実施場所として提供するほか、自動車教習所等に協力を要請するなど、各種機会を利用して更なる普及啓発に取り組みます。(交通総務課)

(12) その他の効果的な広報の実施

ア 高齢者の交通事故防止に関する啓発活動

- 歩行中や自転車乗車中の高齢者の事故分析を踏まえ、SNSのほか、高齢者の目に届きやすいように市町村の広報紙等への掲載を依頼し、事故防止について広報啓発を実施します。【新規】(生活文化課)
- 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行います。(交通総務課)

イ 夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止に関する啓発活動

- SNSや県ホームページ等を活用し、自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用について広報します。(生活文化課)
- 「光って 照らして Let's do it」を推進し、歩行者に対しては、反射材用品の積極的な活用、運転者に対しては、前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況

におけるハイビームの使用を意識づけます。

(交通総務課)

ウ 事故状況等についての情報提供・発信

- 地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点等に関する情報の提供・発信に取り組みます。

(交通総務課)

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

ア 妨害運転、飲酒運転等の悪質・危険な運転者の早期排除

- 県警HPや県警公式SNSを活用し、妨害運転、飲酒運転等の悪質・危険な運転の情報提供を求め、情報に基づき、立件に向けた迅速的確な捜査を推進し、円滑な行政処分につなげます。

(交通指導課)

- 行政処分制度の厳正かつ迅速な運用により悪質・危険な運転者を道路交通の場から早期排除するとともに、仮停止制度の積極的な運用を図ります。

(運転免許センター)

- 運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。

(運転免許センター)

- 妨害運転（いわゆるあおり運転）を未然に防止するため、高速バスに注意喚起ラッピングを施し、運行させることにより、高速道路運転者に対し、注意喚起を行います。

(茨城県高速道路交通安全協議会)

イ 高速道路における逆走事故事案の防止に向けた広報啓発

- 高速道路における逆走事故事案防止のために、各季におけるキャンペーン活動や広報媒体を通し広報啓発を強化します。

(高速道路交通警察隊)

- 高速道路における逆走事案防止のため、高速道路交通警察隊及びNEXCO東日本と緊密に連携し、啓発チラシ等を作成し、キャンペーン時に配布する等、注意喚起を実施します。

(茨城県高速道路交通安全協議会)

ウ 安全運転管理者講習における交通安全教育の普及

- 安全運転管理者講習において高速道路での事故事例紹介や安全走行等の説明を実施し交通安全教育の普及を実施します。

(NEXCO 東日本)

エ 高齢運転者対策の充実

- 運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するなど、効果的かつ効率的な教育に取り組みます。

- ・ 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であること

が判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を確実に行います。
(運転免許センター)

- ・ 関係機関・団体等と連携
関係機関・団体等と連携して、認知症の診断を行う医師の確保を図るなど、体制強化に取り組みます。(運転免許センター)
- ・ 運転技能検査の適切な実施
75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査について、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導に努めます。(運転免許センター)
- 実車による講習等を通して、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解し、安全な交通行動の実践を促す教育を推進します。
 - ・ シルバードライバーセミナーや自転車シミュレーター体験などを通して、加齢に伴う身体機能の変化が運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を図ります。(生活文化課)
- 茨城県地域公共交通計画で定めた事業・施策の実施により、公共交通サービスを改善します。(交通政策課)
- 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図ります。(交通政策課)

オ 自動車運転代行業の指導育成等

- 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全を図るため、自動車運転代行業者に対し、厳正な立入検査等を行います。(交通総務課)
- 自動車運転代行業の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護のための、自動車運転代行業に対する立入検査を実施します。(交通政策課)

カ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

- 運送事業者の負担軽減の一助として、適性診断費用の一部を助成します。(茨城県トラック協会)

(2) 運転免許制度の改善

ア 手続きの簡素化の推進及び安全運転相談業務の充実

- 運転免許関係手続きの負担軽減のための利便性向上に取り組むほか、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者だけではなく、その家族等からの安全運転相談について、一層の充実を図ります。(運転免許センター)

イ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の円滑な運用

- 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の円滑な運用を図るため、ワンストップサービスやオンライン講習等のメリットを周知します。(運転免許センター)

ウ 外国の運転免許から日本の運転免許に切り替える「外免切替」制度について

- 「外免切替」制度の適切な運用を図ります。(運転免許センター)

(3) 安全運転管理の推進

- 安全運転管理者等に対する講習の充実等により、交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導します。
また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、安全運転管理業務が確実に実施されるよう、指導を行います。(交通総務課)
- 安全運転管理者等による体調確認、運転開始時及び終了時の飲酒検知を行うことにより、体調不良や酒気帯び運転等による交通事故を防止するほか、運転開始時に、運転者及び同乗者に対し、安全運転のため遵守すべき事項を記載したカードを交付し、安全運転の励行を促します。
官用自動車運転時に安全確認を徹底することで、官用車を運転する者に対し、交通事故を未然に防止するとともに、交通安全に関する意識付けを行います。(水戸地方検察庁)
- 事業所における安全運転管理を支援するため、警察庁において開発された「運転適性検査(K-2型)」を実施します。(茨城県安全運転管理協会)
- 国土交通省、厚生労働省、県警察等から講師を招聘し、本協会会員バス会社の運行管理責任者を対象として、県内の交通事故発生状況、事故防止への取組や飲酒運転防止等についての研修を実施します。(茨城県バス協会)
- 自動車事故対策機構(NASVA)の講師を招聘し、会員バス事業者の運行管理者及び運行管理者補助者を対象に、運行管理における高齢運転者に対する事故防止教育等に関する研修を実施する。(茨城県バス協会)
- 従業員に対する交通安全教育を推進します。(茨城県経営者協会)

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の実施

- 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底を図るため、自動車運送事業者に対する監査を計画的に実施します。運行管理者及び整備管理者に対し、講習等を通じて、安全プランの周知に努めるとともに、運行管理者及び整備管理者の資質向上を図ります。(茨城運輸支局)
- 事業用自動車総合安全プラン2030の重点施策「5. 原因分析に基づく事故防止 対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化」に基づき、事業用自動車の運行管理者に対し、各業態、各地域の特徴に応じた事故分析・対策について各講習を通じて広く手法と対策を周知するとともに、継続的改善に繋がるよう運輸安全マネジメントで推奨されているPDCAサイクルの取組方法を推進します。あわせて、ビックデータを活用した過去の実績による高度な事故リスクの評価結果を用いた効果的かつ実効性の高い施策の検討立案を推進します。(自動車事故対策機構)

- 新たな交通事故削減アクションプランを制定し、関係機関と緊密に連携し事故防止対策の取組を推進します。(茨城県トラック協会)

(5) 交通労働災害の防止等

- 関係機関、労働災害防止団体と連携し、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図り、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ります。(茨城労働局)

(6) 道路交通に関連する情報の充実

ア 気象情報等の充実

- 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供します。(水戸地方気象台)
- 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進します。(水戸地方気象台)

イ 自然災害発生時における情報発信の推進

- 災害が発生した場合における道路交通の確保のため、車両感知器等の交通安全施設の整備を推進するとともに、停電等による信号機の滅灯対策を計画的に推進します。(交通規制課)
- 老朽化した道路標識・道路標示等の計画的な更新に取り組みます。(交通規制課)

(7) 運輸安全マネジメント評価の実施

- 令和5年6月改正の運輸安全マネジメント指針に基づき国土交通省から認定を受けた各種セミナーをそれぞれ1回以上開催し運輸安全マネジメントの取組を自社のマネジメントに積極的に取り入れることの重要性と効果を伝え、事故防止対策を推進します。(自動車事故対策機構)

(8) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

- 運送事業者の安全性の向上のため、茨城県内のGマーク認定事業者の更なる拡大に向けて、普及促進を実施します。(茨城県トラック協会)

(9) トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導強化

ア トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化

- トラック運転者の長時間労働及び過積載運行等の防止のため、関係省庁と緊密に連携し、情報収集及びパトロール等を実施します。(茨城県トラック協会)

イ 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の違反行為排除のための荷主等への是正指導強化

- 発荷主、着荷主に対して、荷待ち時間の短縮などについて要請を行います。
また、茨城県内の工業団地などの事業場に対して、リーフレットを交付するなどして、荷待ち時間の短縮などを要請します。(茨城労働局)
- トラック運転者の長時間労働および過積載運行等の防止のため、関係省庁と緊密に連携し、情報収集及びパトロール等を実施します。(茨城県トラック協会)

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

- 道路運送車両の保安基準の拡充・強化や交通事故実態を踏まえた先進安全自動車(A-SV)の開発・普及促進、高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進、車両の安全性等に関する日本産業規格の整備を実施します。(国の取組)

(2) 自動運転車の安全対策・活用の促進

- 先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性がある一方で、自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進及び安全対策の両方を推進します。(国の取組)

(3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進

- 当機構の第5期中期計画(令和4年度～令和8年度)に基づき、年度毎に自動車アセスメント情報に関する広報活動を実施することで、自動車購入時の選定基準により安全な自動車を選択していただく意識を強化するとともに、チャイルドシートアセスメントの情報も広く広報することで、チャイルドシートの重要性と6歳未満はジュニアシートの着用が義務であることを合わせて普及促進します。(自動車事故対策機構)

(4) 自動車の検査の充実

- 自動車の新技術や自動車関係法令の改正については、自動車検査員研修及び整備主任者研修(法令及び技術)を通じて、適切に周知を図っていきます。(茨城運輸支局)

(5) 自動車の点検整備の推進

- 検査基準及び点検整備の基準改正について、各種研修等を通じて、自動車に係る法令や整備上の注意点について周知を図ります。(茨城運輸支局)
- 指定自動車整備事業者の指導・監督について、指定自動車整備事業者の監査件数を増やし、確実な検査体制を維持できるように指導します。(茨城運輸支局)
- 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、適切な点検・整備の実施と推進を図るため、9月、10月を強化月間として、全国的に「点検整備推進運動」を展開し、点検整備の必要性等について啓発活動を行います。(茨城運輸支局)
- 自動車ユーザーに対して自動車の基本構造、点検整備の必要性等について講義を行い、自動車の適正な維持管理と点検整備が自動車の事故防止のために必要であることの理解を深めることを目的としてマイカー点検教室を開催します。(茨城県自動車整備振興会)
- 広報宣伝車を使用して点検整備の啓発運動を実施します。(茨城県自動車整備振興会)
- 茨城運輸支局が行う街頭検査に参画し、リーフレット(不正改造防止・定期点検整備等)を配布するとともに交通事故防止並びに歩行者保護に対する啓発活動を行います。(茨城県自動車整備振興会)
- 国土交通省が実施する「自動車点検整備推進運動」の周知・取組の推進を図り、車両に係る事故防止に努める。(茨城県バス協会)

(6) リコール制度の充実

- 自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行います。(国の取組)

(7) 自転車の安全性の確保

ア 自転車の安全利用について

- SNSや県ホームページ等を活用し、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして、損害賠償責任保険等への加入促進等について広報啓発を行います。(生活文化課)
- 自転車修理の来店客に対し日常点検の重要性を説明するとともに、店頭で点検整備を受けることで1年間有効な点検整備済TSマーク(賠償責任・傷害保険付)が貼付されることを広報し、安全で安心な自転車の利用を推進します。(茨城県自転車二輪自動車商協同組合)

イ 夕暮れ時から夜間における自転車交通事故防止のための灯火点灯の徹底と反射材用品等の取り付け促進

- 自転車の視認性の向上及び夕暮れ時から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底を図るとともに、反射材用品等の取付けを促進します。

(交通総務課)

ウ 損害賠償責任保険等への加入促進

- 自転車の加害事故に対する自転車損害賠償責任保険等への加入が100%となるよう保護者に依頼していきます。

(保健体育課)

(8) 高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

ア 先進安全技術の普及広報

- 安全運転サポートカーの乗車体験会を開催し、高齢者の事故の状況について把握するとともに、先進の安全運転機能について正しく理解して利用できるよう広報啓発をします。〔新規〕

(生活文化課)

イ 高齢運転者の運転操作ミスや健康に起因する交通事故防止のための機器の普及活用推進の取組

- 運転操作ミスや健康起因による事故を防止するため、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポートカーや後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置等の普及促進を図ります。

(交通総務課)

(9) 新しいモビリティの安全性の確保

ア 新しいモビリティの安全利用について

- 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の電動モビリティの安全利用について、SNSや県ホームページ、関係機関・販売業者等と協力した広報啓発に取り組めます。

(生活文化課)

イ 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守徹底と安全対策の推進

- 県内ではペダル付き電動バイクの無免許運転、通行区分違反(歩道通行)、整備不良(後写鏡不備)が多くみられることから、同違反に対する交通指導取締りを強化しつつ、県警HP、県警公式SNSにより多言語での交通ルールの周知を図ります。

(交通指導課)

- 交通違反者から県内でペダル付き電動バイクを購入したとの情報があった場合は、事業者対策として購入した店舗に対する指導を行います。

(交通指導課)

- 特定小型原動機付自転車について、利用者による交通事故実態や違反の状況を踏まえ、関係事業者と連携し、基本的な交通ルールの周知徹底や、交通安全教育等の交通安全対策を推進します。

(交通総務課)

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

- 交通事故の発生実態、交通量等の交通実態、地域住民の要望等を総合的に分析し、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。(交通指導課)
- 通勤通学時間帯における自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした自転車利用者の交通違反に対する指導警告及び交通事故に直結する交通違反に対する取締りを推進します。(交通指導課)

(2) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

- 飲酒運転や著しい速度超過等による死亡・重傷事故等については、本部速報事案と指定し、発生当初から警察本部交通指導課が介入し、危険運転致死傷罪の適用を見据えた捜査を徹底します。(交通指導課)

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

- 交通捜査早期戦力化プログラムに基づき、交通警察を担う若手捜査員の育成を図ります。(交通指導課)
- 交通事故事件捜査の技能指導官による現場同行指導や専科等における交通事故事件捜査要領の教養を行います。(交通指導課)
- 部外講師として、交通事故鑑定人の工学博士による衝突実験を含めた教養、検察官や弁護士を招聘し、交通事故事件の捜査能力向上に資する教養を実施します。(交通指導課)

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

- 県警では3Dレーザースキャナを危険運転致死傷事件や妨害運転等の事件捜査に活用するなど公判を見据えた科学的な交通事故事件捜査を推進します。(交通指導課)

(3) 暴走族対策の推進

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

- 暴走族や旧車会に対する取締りの画像を県警公式HP、県警公式SNS等に掲載、ラジオでの広報、長期連休等の機会に道路情報板において注意喚起するなど、積極的な広報啓発を推進します。(交通指導課)
- 共同危険行為での検挙の際は、マスコミに広く情報提供します。(交通指導課)

イ 暴走行為阻止のための環境整備

- 平素から暴走族や旧車会の集合・休憩場所となっている施設管理者との情報共有や連携を密にし、事前情報があった際の施設閉鎖の要請、施設の管理改善等、蟻集させ

ない環境づくりを推進します。

(交通指導課)

ウ 暴走族等に対する交通指導取締りの推進

- 平素から県警HPにおいて、メールによる暴走族・旧車會・爆音バイク・不正改造バイクの情報収集、実態把握に努め、週末や夜間等、幹線道路等における街頭活動を強化します。(交通指導課)
- 共同危険行為や整備不良などに対しては厳正な取締りを行います。(交通指導課)

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

- 「暴走族相談員」等と連携した活動を推進し、暴走族への加入防止、離脱支援活動を推進します。(交通指導課)
- 共同危険行為等で暴走族グループを検挙した際は、解散させるなどし、再犯防止を推進します。(交通指導課)

オ 車両の不正改造の防止

(ア) 不正改造車の排除のための啓発等

- 年間を通じ、全国的に不正改造車を排除する運動を展開し、自動車の不正改造の具体的な事例を紹介するなどして、自動車使用者の不正改造車等に関する認識の向上を図るとともに積極的な排除を呼びかけます。(茨城運輸支局)
- 整備事業者等に対しては、自動車使用者等への不正改造車の具体的な事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造車となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図ります。(茨城運輸支局)

(イ) 不正改造車の排除のための情報収集等

- 年間を通じ、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報・相談(以下「情報等」という。)を受ける不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口(以下「不正改造車・黒煙110番」という。)を設置し、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する相談に応じるとともに、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を収集します。(茨城運輸支局)
- 不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等を基に不正改造車(疑わしい車両を含む。)の自動車使用者に対して警告ハガキ(自動車の不正改造防止の啓発を含む。)を送付し、自動車に不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求めます。また、迷惑黒煙車に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行います。(茨城運輸支局)

(ウ) 不正改造車の排除のための取締り等

- 警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施し、構内検査の実施申請や変更登録等のため運輸支局へ来所した車両について、定期的に検査を行い、自動車の不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行います。(茨城運輸支局)

カ 暴走族追放気運の高揚

- 関係機関・団体に対して暴走族追放の取組を依頼するとともに、暴走族追放に係るチラシデータ等を提供し、暴走族追放への機運の醸成を図ります。特に6月を暴走族追放強化月間として、重点的に広報啓発を行います。
(生活文化課)

6 救助・救急活動の充実

(1) 救急医療体制の整備

ア 第二次救急医療体制の充実

- 入院治療を必要とする救急患者の対応のため、県内を11の地域に分けて地域内の病院が輪番制方式により実施する病院群輪番制と、水戸地域の救急医療二次病院による第二次救急医療体制の充実を図ります。
(医療政策課)

イ 第三次救急医療体制の充実

- 第二次救急医療では対応困難な重篤な救急患者の対応のため、高度救命救急センター1施設、救命救急センター6施設において、第三次救急医療体制の充実を図ります。
(医療政策課)

ウ 現場急行支援システムの整備

- 緊急走行時の交通事故防止等のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システムの整備を図ります。
(交通規制課)

(2) 消防機関と医療機関の緊密な連携・協力関係の確保と、救助・救急体制及び救急医療体制の整備

ア 消防機関と医療機関との連携強化

- 救急患者の円滑な受入体制を確保するため、三次救急医療機関を始めとする救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療情報システムなどを活用し、消防機関と医療機関との連携強化に取り組みます。
(医療政策課)

イ 救助体制の整備の推進

- 「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」及び「救助活動に関する基準」(昭和62年消防庁告示)に基づく救助隊の編成等、市町村における救助体制の整備・拡充を促進します。
(消防安全課)

ウ 多数傷者発生時における救助・救急体制の整備の推進

- 大事故等による多数傷病者の発生に迅速かつ的確な対応が図れるよう、各種訓練の実施を通じ、救急・救助体制の整備を促進します。
(消防安全課)
- 「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」の運用を推進するとともに、実施基準の継続的な検証及び改善を行うことにより、傷病者を速やかに適切な医療機関に搬送するための体制を強化します。
(消防安全課)

エ ドクターヘリ・ドクターカーによる搬送体制の充実

- 茨城県ドクターヘリの運航や防災ヘリによる補完的運航を行うとともに、千葉県ヘリの共同利用や、栃木県及び福島県との広域連携の推進、ドクターカーの運行体制の充実に向けた基地病院の体制強化の支援等に取り組みます。(医療政策課)

オ ヘリコプターによる救急業務の実施の推進

- 消防本部からの要請に応じ、防災ヘリコプターによる救急患者の搬送を実施します。(消防安全課)

カ 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

- 各消防本部における救命講習の実施を促進し、一般市民による応急手当の実施を普及します。(消防安全課)

キ 救急救命士の養成・配置等の促進

- 救急救命士の資格を有する救急隊員を、全ての救急隊に配置できるよう計画的に養成します。(消防安全課)

ク 救急医療に携わる医療従事者の育成

- 救急医療に携わる医師、看護師などを対象とした研修事業を支援し、救急医療体制の充実を図ります。(医療政策課)

ケ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

- 救助隊員及び救急隊員の知識・技術の向上に資するための教育訓練の充実化を図ります。(消防安全課)

コ 救助・救急用資機材の整備の推進

- 国の補助制度を活用し、各消防本部における救急車等の整備推進を図ります。(消防安全課)

サ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備の推進

- 関係消防本部とNEXC O東日本株式会社との連携強化及び救急業務実施体制の整備を推進します。(消防安全課)

(3) 事故自動通報システム(ACN^{※1})及び緊急通報システム(HELP^{※2})の活用拡大

- 事故自動緊急通報装置(ACN)や緊急車両等の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム(HELP)の広報・啓発に取り組みます。(国の取組)

※1 ACN:「Automatic Collision Notification」の略。エアバッグが展開するような大きな事故が発生した際に、自動的にコールセンターへ通報するシステム

※2 Help:「Help system for Emergency Life saving and Public safety」の略。交通事故や緊急事態発生時に迅速かつ的確な救援業務を遂行するために重要なシステム

7 被害者支援の充実と推進

(1) 損害賠償請求の援助措置の充実等

- 中央、県南、県西及び鹿行地方交通事故相談所において、交通事故当事者からの相談に応じ、交通事故相談員が過失割合や医療費等に関する助言をしたり、弁護士が相談に応じたりします。(生活文化課)

(2) 自動車事故被害者に対する援助措置の充実

ア 交通事故被害者等に対する支援措置の充実

- 中央、県南、県西及び鹿行地方交通事故相談所において、交通事故当事者からの相談に応じ、交通事故相談員が過失割合や医療費等に関する助言をします。また、交通事故当事者が希望する場合には、弁護士による相談を実施します。(生活文化課)
- ひき逃げ事件等重大な交通事故事件の被害者等に対し「交通事故被害者の手帳」が確実に交付されるよう捜査担当者等への指導を徹底します。(交通指導課)
- 交通事故事件捜査の専科において、被害者支援に関する部外講師を招聘し、関係機関団体等による多岐にわたる被害者支援体制について教養を実施するなどして、被害者支援に当たる捜査員の理解を深める教養を推進します。(交通指導課)

イ 公共交通事故被害者への支援

- 県警の犯罪被害者支援室との連携を密にし、死亡・重傷事故等の発生時は情報共有した上で、必要な被害者支援について都度、協議するなど、交通事故被害者等に対し、途切れることのない支援を講じます。(交通指導課)

(3) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

- 関東運輸局茨城運輸支局の街頭検査と連携した交通指導取締りの機会に広く周知を図ります。(交通指導課)
- 県警HP、県警公式SNS等を活用し広報啓発を推進します。(交通指導課)

(4) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

- 自動車損害賠償責任保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車両による交通事故の被害者等への救済を図るため、政府の自動車損害賠償保障事業の周知を行います。(生活文化課)
- ひき逃げ事件や無保険事故の被害者等に対し、交通事故被害者の手帳を交付するなどし、政府補償事業に関する教示が遺漏無く行われるよう捜査担当者等への指導を徹底します。(交通指導課)

(5) 無保険（無共済）車両対策の徹底

ア 無保険車両の運行防止のための街頭監視活動による注意喚起等の対策

- 関東運輸局茨城運輸支局の街頭検査と連携した交通指導取締りや交通検問時における自動車検査証等の確認を徹底し、無車検車、無保険車運行の根絶を図ります。
(交通指導課)

イ 新たなモビリティに対する自賠責保険加入の周知

- 交通指導取締りや交通検問時における自動車損害賠償責任保険等の確認を徹底し、無保険車運行の根絶を図ります。
(交通指導課)
- 県警HP、県警公式SNS等を活用し、ペダル付き電動バイクの自賠責保険の加入の周知を図ります。
(交通指導課)

ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底

- 街頭検査において、自賠責加入義務車全てのユーザーに対して自賠責保険・共済の有効期間確認の呼びかけるとともに、無保険・無共済車運行の違法性を訴えることにより、加入促進を図ります。また、自賠責制度の役割や重要性、各種被害者救済対策について広く周知を図ります。なお、原付バイク等の使用者が未加入等であった場合は、警告書により道路を運行する者の責務として加入等の指導を行い、改善を図ります。

鉄道駅沿線の駐輪施設等を利用する原付バイク等使用者で、自賠責保険の表示が無い、もしくは期限切れの車両に対し、自賠責保険に加入した車両、または適切に表示した車両で道路を運行する責務があることの通知を行い、加入促進の啓発を図るための監視活動を実施します。自賠責制度の広報・啓発活動のキャンペーン期間とする9月に、鉄道駅、県内公立高校等及び商業施設等の複数の場所において、集中的に監視活動を実施します。

さらに、自賠責保険を扱う業者への働きかけを実施します。
(茨城運輸支局)

(6) 交通事故被害者等支援の充実強化

ア 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

- 死亡・重傷事故、ひき逃げ事件等重大な交通事故事件の被害者等に対し「交通事故被害者の手帳」が確実に交付されるよう捜査担当者等への指導を徹底します。
(交通指導課)

イ 公共交通事故被害者等への支援

- 当機構の第5期中期計画（令和4年度～令和8年度）に基づいて、当機構の介護料^{*}の受給者へ自宅等への直接訪問あるいはZOOM等のビデオ会議アプリでの相談対応及び情報提供を実施することにより、交通事故被害者支援の充実強化を図ります。
※ 介護料：自動車事故により後遺障害等級表（自動車損害賠償保障法施行令別表第一、別表第二）の別表第一に該当している方への支給（自動車事故対策機構）
- 交通遺児^{*}に対する交流会及びイベントを積極的に開催し交流の機会を設けることで健やかな成長の一助とし交通事故被害者支援の充実強化を図ります。

※ 交通遺児：自動車事故により、保護者等が亡くなられたり、重い後遺障害が残ったりした方の義務教育終了前の児童で「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児友の会」に加入している方
(自動車事故対策機構)

8 交通安全に関する調査分析の充実

(1) 自動運転の社会実装に向けた調査研究

- 自動運転車の実装にあたり課題となり得る道路交通法の規定の有無、対応方法及び自動運転による道路交通法の具体的な遵守方法等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進めます。
(国の取組)

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

- 地理情報システム(GIS)や統計分析システムを活用し、死亡事故のみならず重傷事故等を含めた交通事故分析の充実を図り、客観的分析に基づいた対策を実施します。交通環境・居住環境等に係る基幹統計データ、他機関の調査結果等を用いるなど道路交通の安全に関する調査・分析の高度化・精緻化を図るとともに、分析の成果を各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対し積極的に情報提供を行います。
(交通総務課)

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

ア 防災・減災対策の強化、駅施設のバリアフリー化等の推進

- のり面工の新設および老朽化したのり面工の改良を実施し、降雨による土砂災害防止を図ります。
(JR 東日本水戸支社)
- 駅施設のバリアフリー等については、関係箇所と協力・調整を進めていきます。
(JR 東日本水戸支社)

イ 施設、車両等の適切な維持・補修等の促進

- 輸送の安全を確保するために鉄道事業者が実施する設備整備等に対し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金を交付します。
(交通政策課)

(2) 運転保安設備等の整備

- 曲線・分岐器等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS）等については、引き続き適切に運用し、安全の確保を図ります。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- 「踏切事故0（ゼロ）運動*」、「かけこみ乗車防止キャンペーン」、「プラットフォーム事故0（ゼロ）運動」などの各種啓発活動を積極的に展開します。
※ プラットホーム事故0運動：鉄道利用者に対し、ホームでの「歩きスマホ」による危険性の周知、酔客に対する事故防止のための注意喚起等を行う運動
(JR 東日本水戸支社)

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査の実施

- 鉄道事業者に対し、保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。
(国の取組)

(2) 運転士の資質の保持

- 運転士の資質が保持されるよう、継続的に教育・訓練を実施します。
(JR 東日本水戸支社)

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

- 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。(国の取組)

(4) 気象情報等の充実

- 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めます。(水戸地方気象台)
- 竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図ります。(水戸地方気象台)
- 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識を普及し、情報の利活用を促進します。(水戸地方気象台)

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

- 大規模な輸送障害が発生した際は、運転再開見込み時間の早期発表及び細やかな情報配信を実施します。情報の配信については当社のホームページや駅設置の異常時情報案内ディスプレイ、そのほかX、LINE等のSNSを活用し幅広く発信することに取り組めます。(JR 東日本水戸支社)

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

- 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスの徹底を意識づける取組を的確に確認します。(国の取組)

(7) 計画運休への取組

- 台風など風雨災害等が想定され鉄道の運転が出来ないと予測された場合は、事前に列車の運休等の可能性をお客さまにお知らせした上で、計画的に列車の運休を行います。また、計画運休の情報は、当社ホームページや駅設置の運行情報ディスプレイ、そのほか、XやLINE等のSNSを活用し発信します。(JR 東日本水戸支社)

4 鉄道車両の安全性の確保

- 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。(国の取組)

5 救助・救急活動の充実

- 災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を整えるため、救出方法、応急手当、搬送法、AEDの使用方法など、実習を交えて救助・救命処置を学ぶ講習会を開催します。(JR 東日本水戸支社)

6 被害者支援の推進

(1) 関係機関・団体と連携した被害者支援

- 損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策を推進し、特に重大事故等が発生した場合に、警察、医療機関、県・市町村、民間の被害者支援団体等と連携し、被害者を支援します。(生活文化課)

(2) 国土交通省による被害者支援

- 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能(被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等)等を担います。(国の取組)

7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

- 事故・事象が発生した場合は、原因を究明し、対策を策定して関係社員に共有、教育を実施することで、再発防止に努めます。(JR 東日本水戸支社)

8 研究開発及び調査研究の充実

- 自動運転等の運行制御に関わる安全性に関する的確な評価を行うための研究等を行うとともに、線路内の支障物検知手法等の安全性向上に資する技術開発の支援を行います。(国の取組)

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進

- 踏切における交通渋滞の解消や安全な横断を確保するため、対策が必要な踏切道において、立体交差化や踏切道の拡幅に取り組みます。(道路建設課)
- 踏切道内の視覚障害者用誘導ブロックの設置等を行います。(道路建設課)(道路維持課)

2 踏切道の統廃合の促進

- 立体化や改良等と併せて、近接する第4種踏切の統廃合の可能性について検討します。(道路建設課)
- 踏切改良促進法に基づいた指定踏切を整備します。また、法指定以外の踏切の撤去を行います。(JR 東日本水戸支社)

3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

(1) 踏切保安設備の整備

- 踏切通行者(車)に対する警報灯の視認性向上を目的に、360度から視認可能な全方位化警報灯の導入を継続的に進めます。
踏切道内の支障状況を立体に検知可能な高機能障害物検知装置である3DLR方式への取替を進めます。(JR 東日本水戸支社)

(2) 踏切道における交通規制

- 踏切道の意見照会に適切に対応するとともに、交通事故や踏切の実態に応じた交通規制の見直しを推進します。(交通規制課)

(3) 道路標識、道路標示等の視認性向上

- 視認性の高い、分かりやすい道路標識の整備を行います。(道路維持課)
- 高輝度化等により道路標識・道路標示等の視認性の向上を図ります。(交通規制課)

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

(1) 踏切事故防止のための広報啓発等

- 交通量や踏切支障件数の多い踏切等を選定し、啓発活動を実施し、踏切通行者に対し通行時のマナーや緊急措置の周知を行います。(JR 東日本水戸支社)

(2) 緊急対策が必要な踏切道の対策の推進

- 「踏切道安全通行カルテ」掲載の踏切道においては、対策の状況について関係機関と連携して「見える化」に取り組めます。
(道路建設課)

(3) 違反行為に対する交通指導取締り

- 自転車を含めた車両に対する踏切不停止等、遮断踏切立入違反の取締りを推進します。
(交通指導課)